

調布市立第七中学校校庭整備工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮 尺
A－01	特記仕様書	-
A－02	案内図・配置図	1/1,000
A－03	校庭求積図	1/300
A－04	土系舗装求積図	1/300
A－05	現況・計画高図	1/300
A－06	校庭平面図(1) (撤去)	1/50, 1/100 1/300, 1/500
A－07	校庭平面図(2) (改修)	1/50, 1/300, 1/500
A－08	校庭芝生図 (撤去)	1/500
A－09	校庭詳細図(1) ポイント図 (撤去)	1/300
A－10	校庭詳細図(2) ポイント図 (新設)	1/300
A－11	雑詳細図(1) (撤去・新設)	1/5, 1/10, 1/20 1/50, 1/100
A－12	雑詳細図(2) (撤去・新設・改修)	1/10, 1/50
A－13	雑詳細図(3) テニスポール, ネット (新設)	1/2, 1/5, 1/10
A－14	樹木位置図	-
A－15	仮設計画図(案)	1/500

設計図承認日 令和7年5月7日

特記仕様書												
第 1 編 共通事項												
第 1 章 工事概要												
1.1 工事件名 調布市立第七中学校校庭整備工事 1.2 工事場所 調布市八雲台 2 丁目 1 6 番地 1 1.3 工事内容 (1) 校庭の不陸整正及び表層改良 (2) 既存樹木の剪定 (3) その他改修工事 1.4 工事休休 2 日制の適用については以下による。 本工事は、現場閉所により実施する「休休 2 日制工事」である。休休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、休休 2 日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「休休 2 日促進工事」実施要領」及び「調布市休休 2 日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「休休 2 日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。 なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。				1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 1.1.8 書面の書式及び取扱い 受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。 1.1.16 建設副産物の処理 (2) 建設副産物の処理は、次による。 ○ 建設発生土の搬入時に、脱水目的で安定処理剤を施す。 なお、安定処理剤は、セメント系、珪酸塩系及び石灰系材料に限る。 オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。 ○ 指定処分 本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。 受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。 ○ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。 ○ 青梅地区または八王子地区 1.1.29 不当介入に対する通報報告			第 2 節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。 ○全体工程表(ネットワーク工程表)、月間工程表、週間工程表 1.2.2 施工計画書 (4) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。 1.2.4 工事の記録等 (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影」（東京都財務局)による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 ○作成する（1 部提出） 第 3 節 工事現場管理 1.3.5 施工条件 (2) 施工順序は、次による。 ○図面による。 (3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。 ○図面による。 (4) 施工条件は、次による。 ○校庭整備工事の着手は、原則として、令和 7 年 7 月 1 日以降とすること。 ○令和 7 年 1 0 月 3 1 日までに現場作業・機材の搬出・後片付け及び現場での検査を完了させ、引き渡しを行うこと。 ○工事期間中は、生徒、施設利用者、職員、歩行者等に危害を与えないように事前に施工計画及び工程等の打ち合わせを行い、十分な安全対策を施すこと。 ○工事に起因して損害等を生じた場合は、受注者の責任において復旧または、補償を行うこと。 ○整理、清掃、後片づけはその都度行い飛散、転倒防止等、安全対策管理、事故防止に努めること。 ○屋外等にある工事に支障となる既設用具は工事に支障のない位置に移動し、工事完了までに元の位置に戻すこと。 ○樹木剪定は、基本剪定を標準とし、対象は図面による。 (5) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。 ア バックホウ イ クラムシェル ウ トラクターショベル エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン オ 油圧式杭圧入引抜機 カ アースオーガー キ オールケーシング掘削機 ク アースドリル ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー コ アスファルトフィニッシャー サ 空気圧縮機 シ 発動発電機 (6) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。 ア バイプロハンマー 1.3.7 施工中の安全確保 ○交通誘導員及び警備員は、必要に応じて配置すること。 (8) 高所作業においては、墜落制止用器具を使用すること。			1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制 ○環境により良い自動車利用 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。 第 4 節 材料 1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い 工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。 第 6 節 施工 1.6.7 排出ガス対策型建設機械 建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）		
第 2 章 仮設工事												
第 2 節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等 2.2.4 仮囲い等 本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。 ○カラーコーン、コーンバー（必要に応じて）												
第 3 章 土工事												
第 1 節 共通事項 3.1.3 敷地整理 (1) 敷地内にある障害物は、監督員の確認を受けて除去し、地均しをする。 (5) 工事に支障となる軽易な障害物は、全て除去する。また、重大な障害物を発見した場合は、監督員と協議する。												
第 4 章 地業工事												
第 6 節 砂利、砂、捨コンクリート地業等 4.6.2 材料 (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。 ○再生クラッシュラン（RC-40） 4.6.3 砂利及び砂地業 (1) 砂利地業の厚さは、次による。 ○図面による。												
第21章 外構工事												
第 2 節 舗装工事 21.4.4 運動施設 (1) グランドの材料及び仕上げは、次による。 ○ グリーンドラスト：中目砂（7：3）（転圧後厚さ基板より 7 0 mm） (2) 施工手順 ア 基板整正工：ブルドーザ、バックホウ（5t,3t）及び人力にて現況土を鍬取り、基板の不陸調整をし、同時に勾配を取り付け、3tタイヤローラー、ホイールローダで転圧する。 イ 表層土：グリーンドラストと中目砂（9 8 mm）を 7：3 の割合でブルドーザ、バックホウ、ホイールローダ程度と人力により攪拌、敷き均し、3tタイヤローラー、ホイールローダで転圧調整並びに不陸調整する。 ウ 表層処理工：塩化カルシウム（国産品）を1.2kg/㎡散布する。 (3) その他 ア 現況土については、場外搬出とする。 イ 材料の搬入及び発生材の搬出は、4 t車とすること。 ウ 校庭整備前に樹木を剪定すること。（原則 4 t 車以下とする。）												

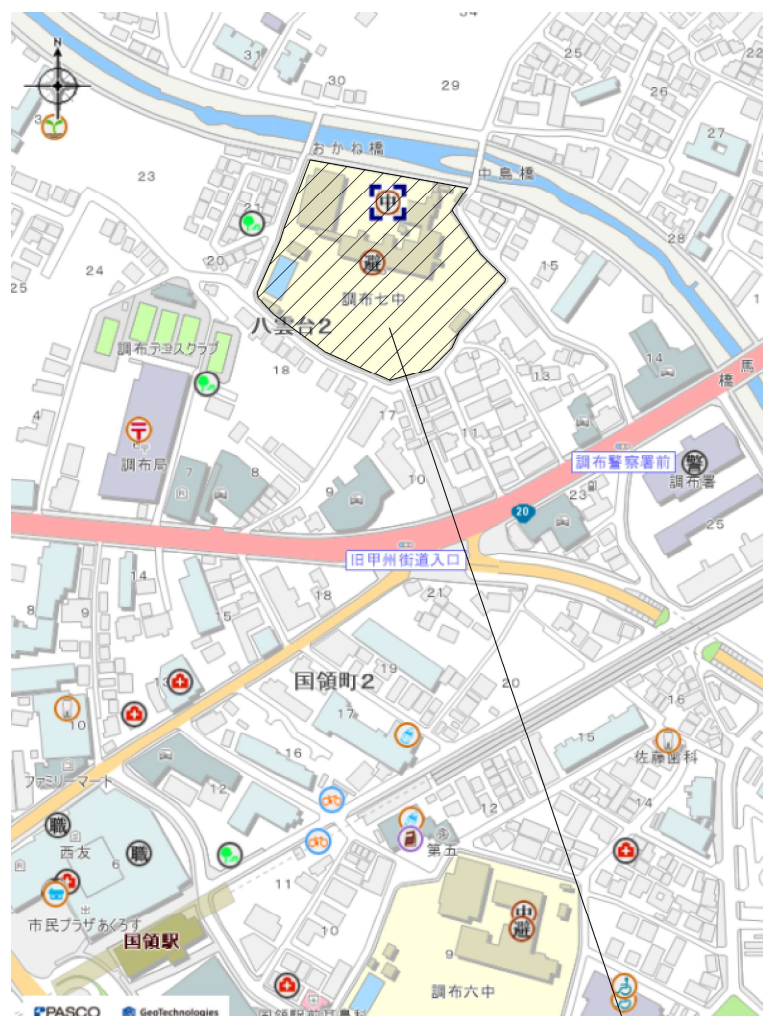
令和 7 年度	令和 7 年 5 月		調布市総務部営繕課	工事件名	調布市立第七中学校校庭整備工事	図面名称	特記仕様書	縮 尺	-	図面 No.	A-01
---------	------------	---	-----------	------	-----------------	------	-------	-----	---	--------	------

(3) その他

ア 現況土については、場外搬出とする。

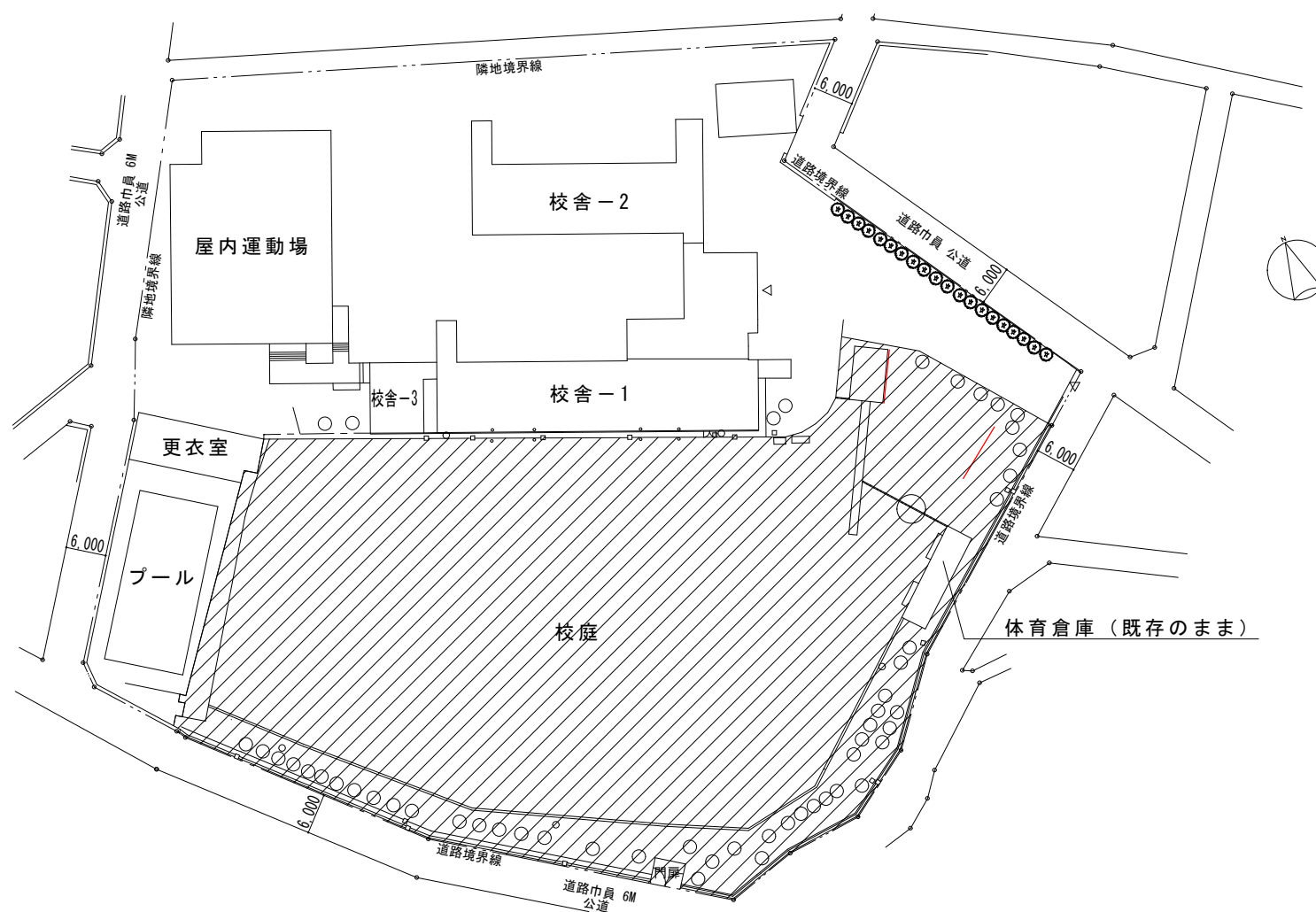
イ 材料の搬入及び発生材の搬出は、 4 t車とすること。

ウ 校庭整備前に樹木を剪定すること。（原則 4 t 車以下とする。）



調布市立第七中学校
調布市八雲台丁目16番地1

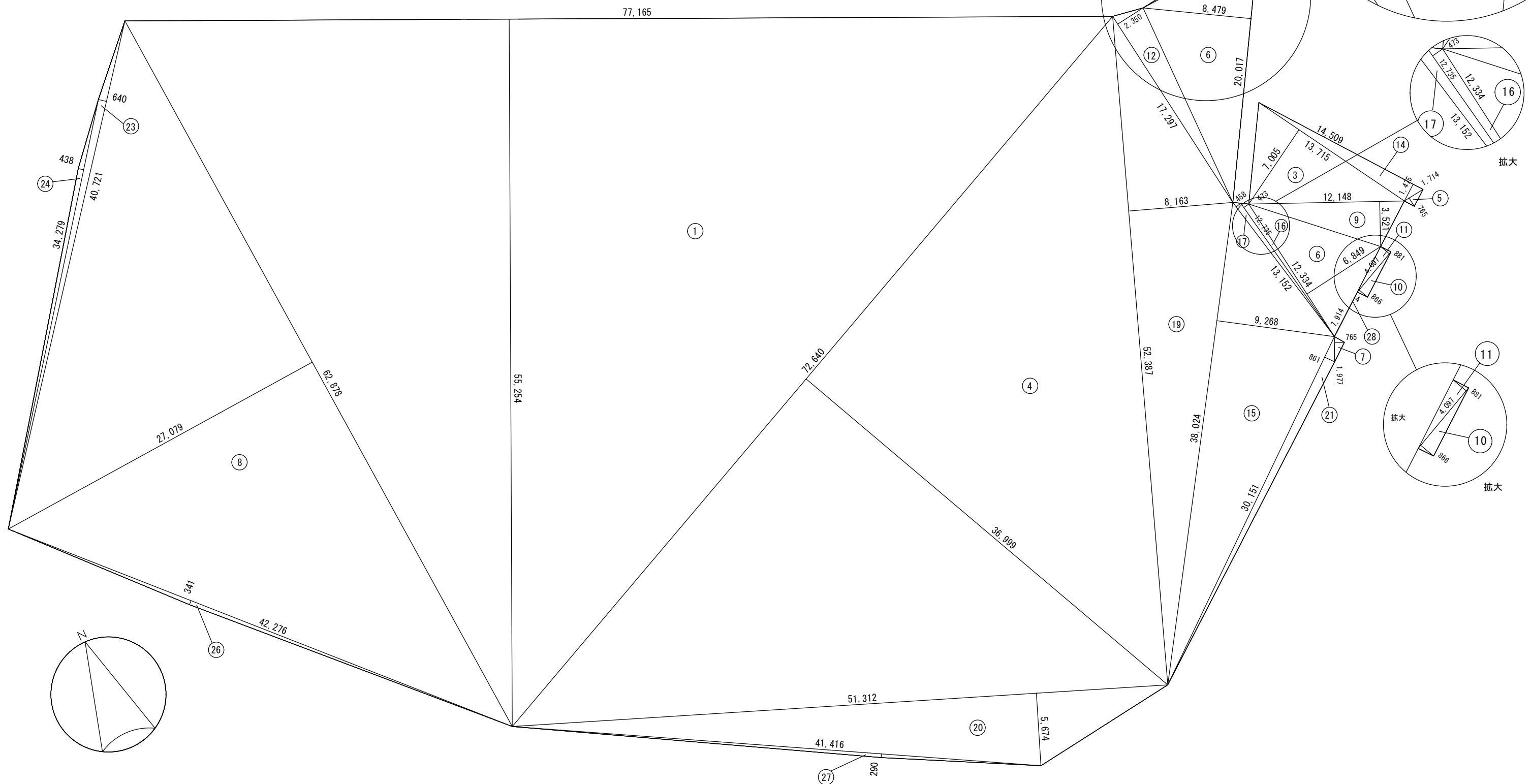
案内図 No Scale

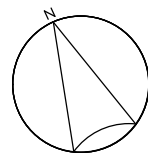


：工事対象範囲

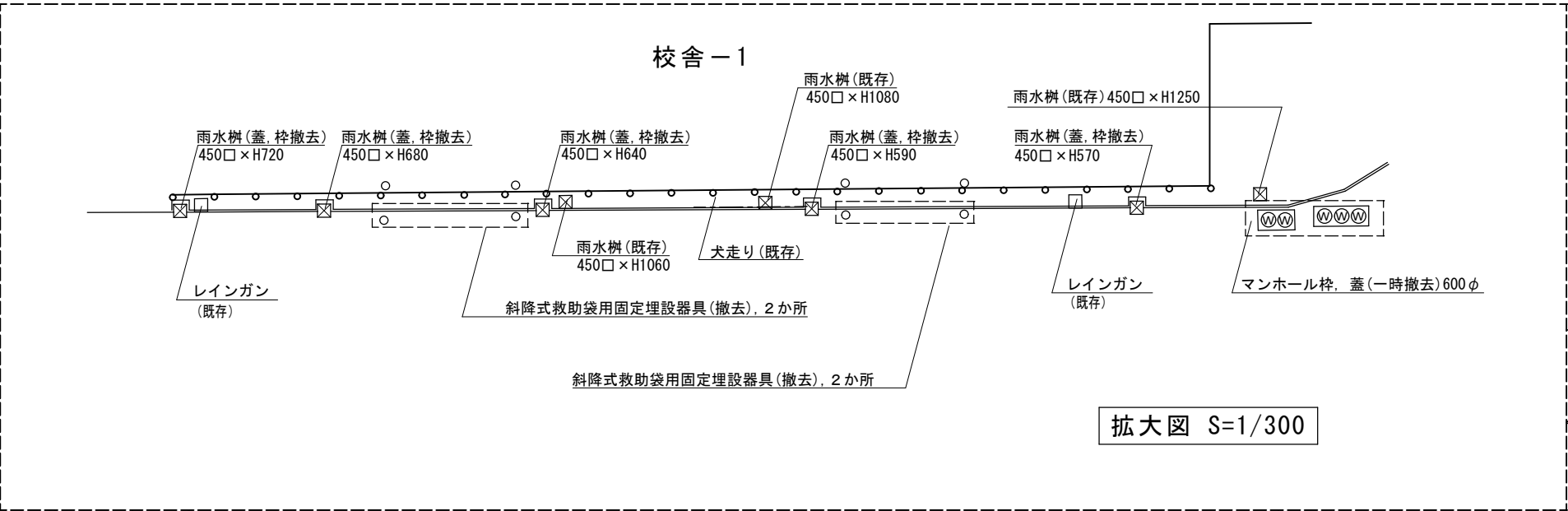
配置図 S=1/1,000

No.	底辺 (m)	高さ (m)	面積 (㎡)	No.	底辺 (m)	高さ (m)	面積 (㎡)	No.	底辺 (m)	高さ (m)	面積 (㎡)
1	77.165	55.254	4,263.674910	11	4.097	0.881	3.609457	21	30.151	0.861	25.960011
2	12.334	6.849	84.475567	12	17.297	2.350	40.647950	22	6.198	0.327	2.026746
3	13.715	7.005	96.073575	13	3.776	1.231	4.648256	23	40.721	0.640	26.061440
4	72.640	36.999	2,687.607360	14	14.509	1.475	21.400775	24	34.279	0.438	15.014202
5	1.714	0.765	13.112100	15	38.024	9.268	352.406432	25	10.156	0.175	1.777300
6	20.017	8.479	169.724143	16	12.735	0.473	6.023655	26	42.276	0.341	14.416116
7	1.977	0.765	1.512405	17	13.152	0.458	6.023616	27	41.416	0.290	12.010640
8	62.878	27.079	1,702.673362	18	7.703	1.003	7.726109	28	7.914	0.004	0.031656
9	12.148	3.521	42.773108	19	52.387	8.163	427.635081	合計			10,323.738262
10	4.097	0.866	3.548002	20	51.312	5.674	291.144288	1 / 2			5,161.869131
								グラウンド面積			5,162㎡

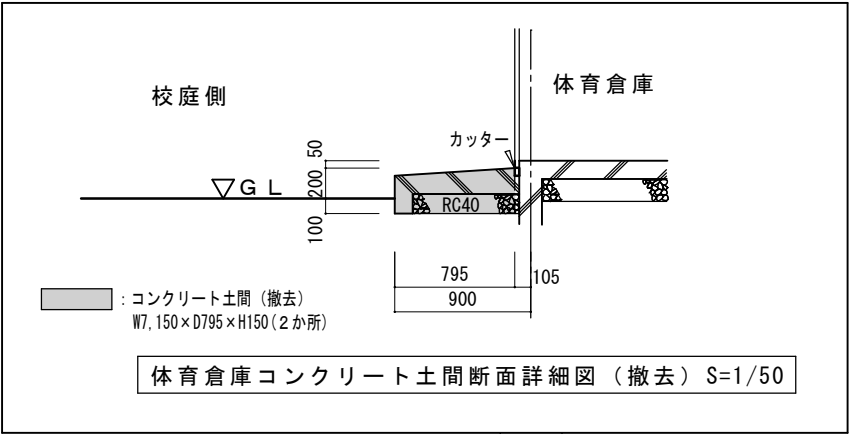




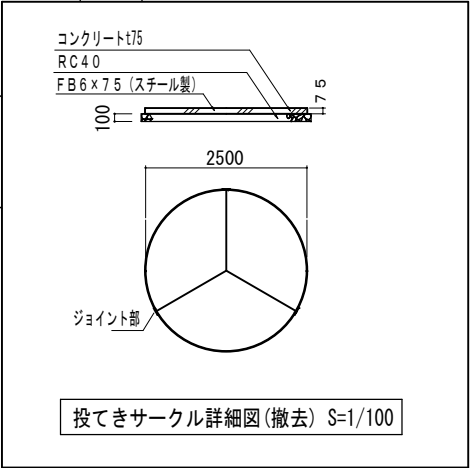
令和7年度	令和7年5月		調布市総務部営繕課	工事件名	調布市立第七中学校校庭整備工事	図面名称	土系舗装求積図	縮尺	1/300	図面No.	A-04
-------	--------	---	-----------	------	-----------------	------	---------	----	-------	-------	------



拡大図 S=1/300



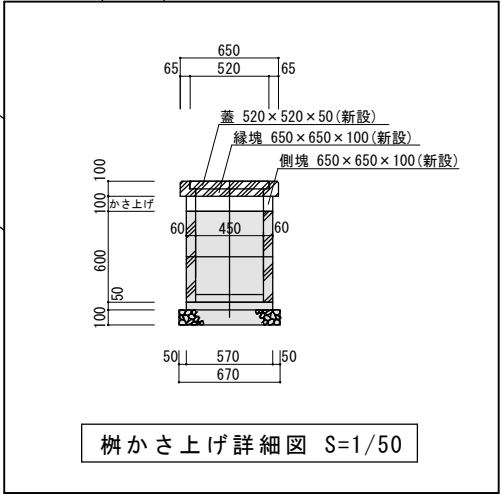
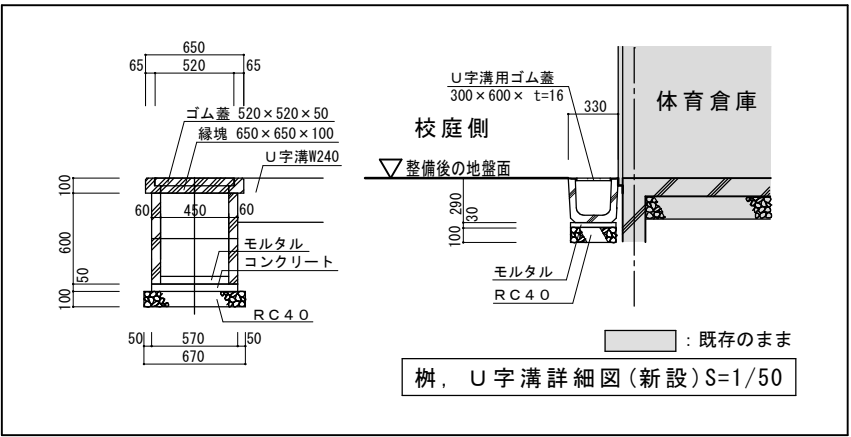
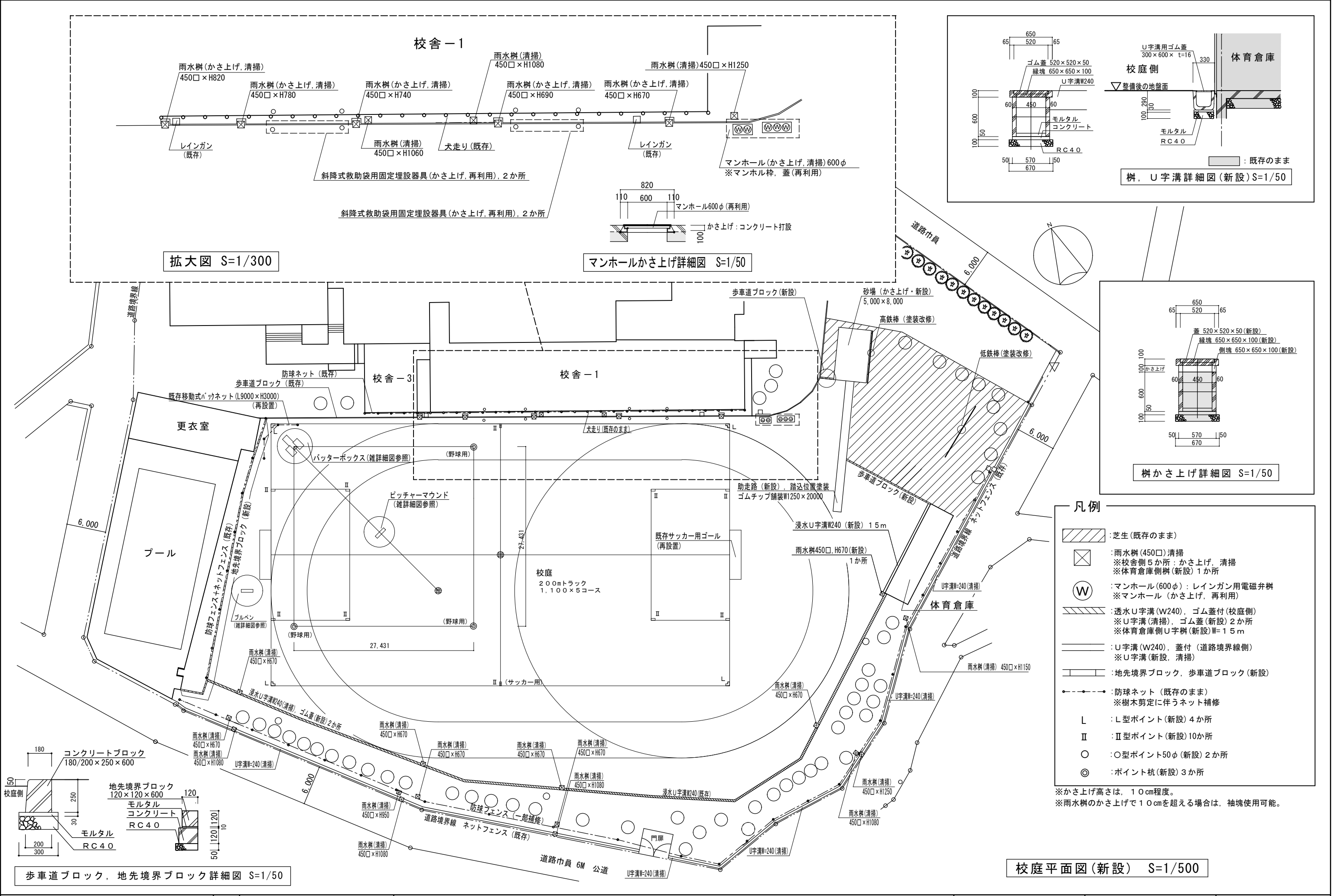
体育倉庫コンクリート土間断面詳細図(撤去) S=1/50



投てきサークル詳細図(撤去) S=1/100

- 凡例
- : 芝生(既存のまま)
 - : 雨水樹(450φ)
※校舎側5か所: 樹蓋枠(撤去)
 - : マンホール(600φ): レインガン用電磁弁樹
※マンホール蓋枠(撤去, 再利用)
 - : 透水U字溝(W240), ゴム蓋付(校庭側)
※U字溝(既存のまま), ゴム蓋(撤去)2か所
 - : U字溝(W240), 蓋付(道路境界線側)
※U字溝(既存のまま)
 - : 防球ネット(既存のまま)
 - : L型ポイント(撤去)4か所
 - : II型ポイント(撤去)10か所
 - : O型ポイント50φ(撤去)2か所
 - : ポイント杭(撤去)3か所

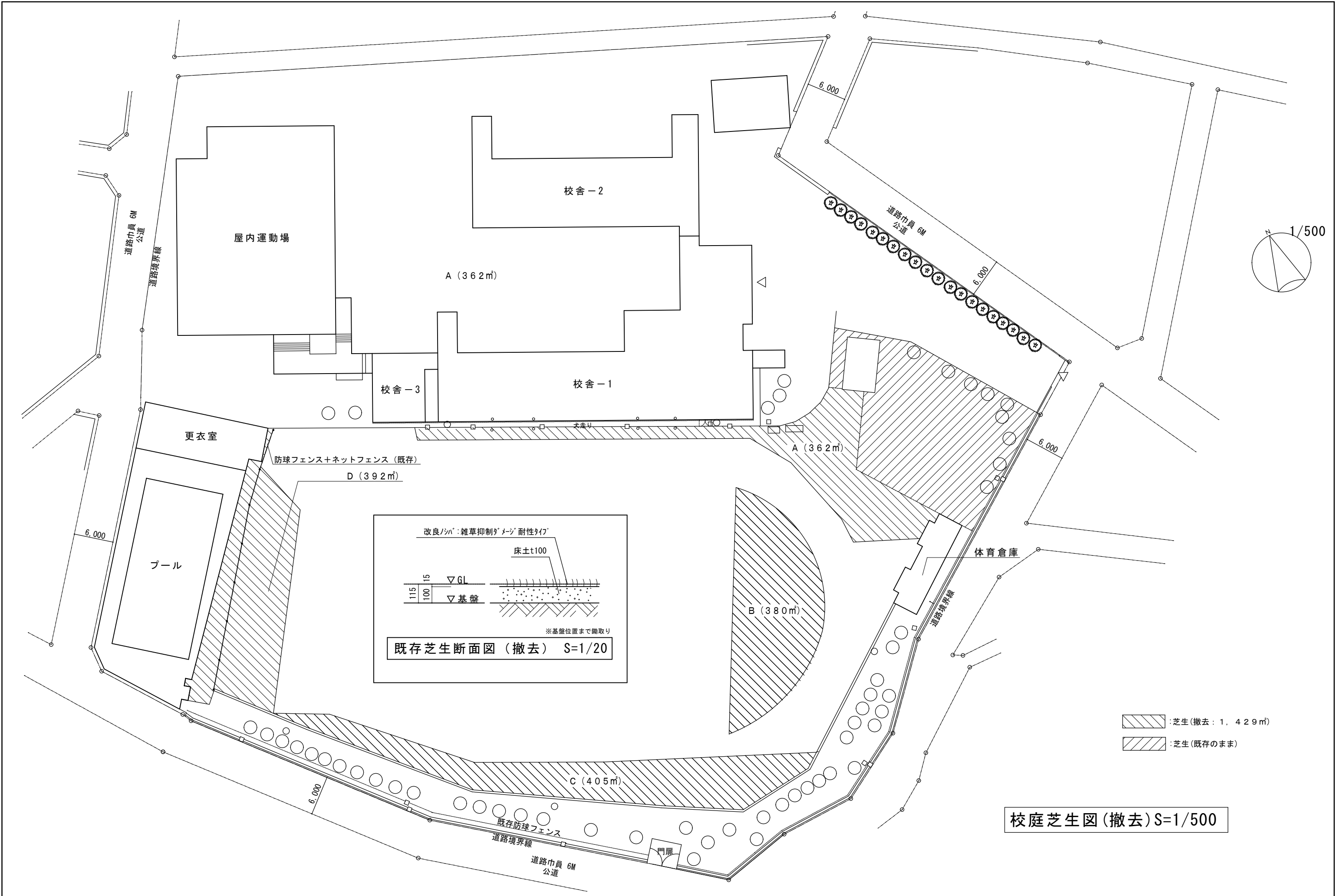
校庭平面図(撤去) S=1/500

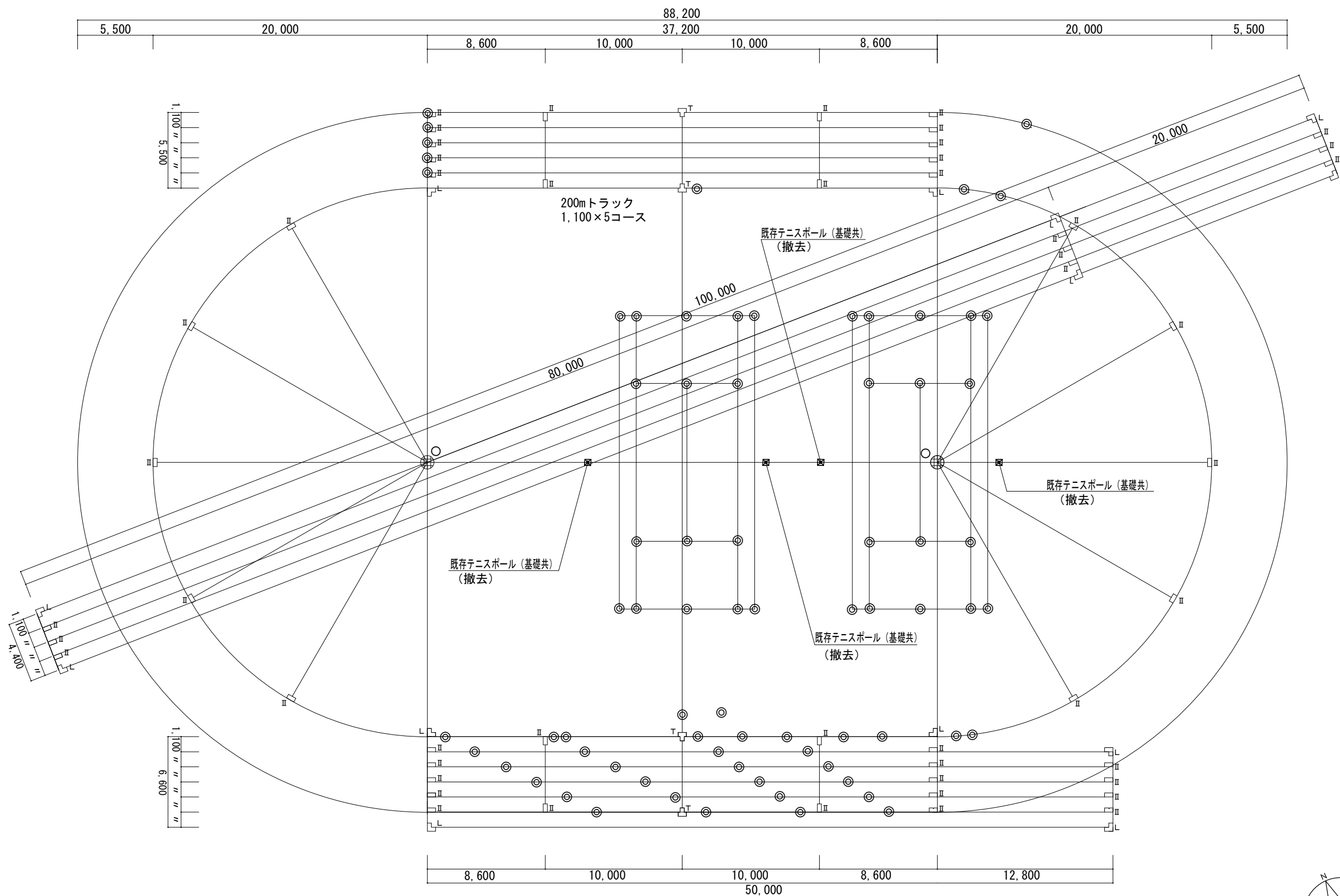


- 凡例
- 芝生 (既存のまま)
 - 雨水樹 (450□) 清掃
※校舎側 5 か所 : かさ上げ, 清掃
※体育倉庫側樹 (新設) 1 か所
 - マンホール (600φ) : レインガン用電磁弁樹
※マンホール (かさ上げ, 再利用)
 - 透水U字溝 (W240), ゴム蓋付 (校庭側)
※U字溝 (清掃), ゴム蓋 (新設) 2 か所
※体育倉庫側U字樹 (新設) W=15m
 - U字溝 (W240), 蓋付 (道路境界線側)
※U字溝 (新設, 清掃)
 - 地先境界ブロック, 歩車道ブロック (新設)
 - 防球ネット (既存のまま)
※樹木剪定に伴うネット補修
 - L : L型ポイント (新設) 4 か所
 - II : II型ポイント (新設) 10 か所
 - : ○型ポイント 50φ (新設) 2 か所
 - ◎ : ポイント杭 (新設) 3 か所

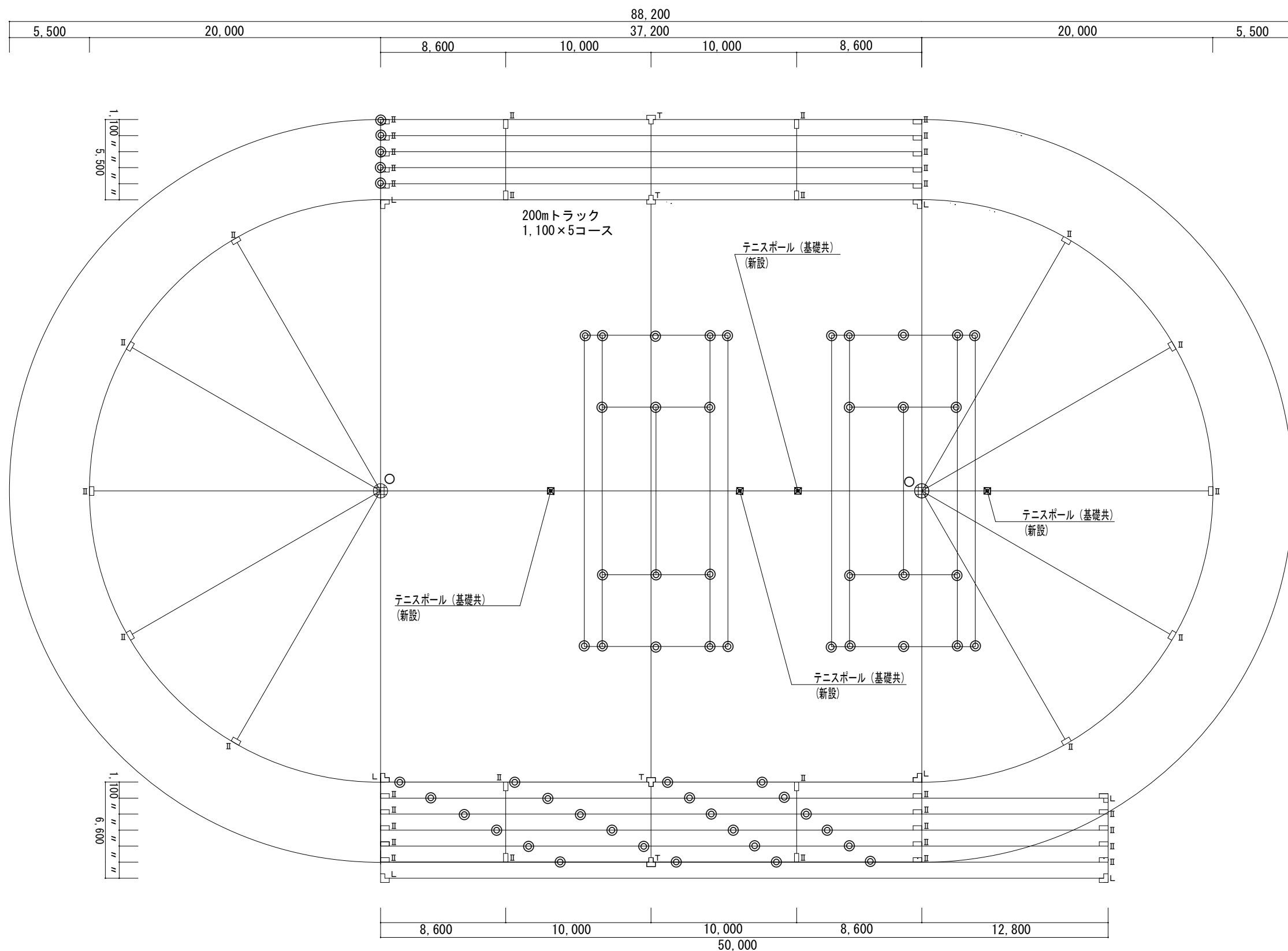
※かさ上げ高さは, 10cm程度。
※雨水樹のかさ上げで10cmを超える場合は, 袖塊使用可能。

校庭平面図 (新設) S=1/500





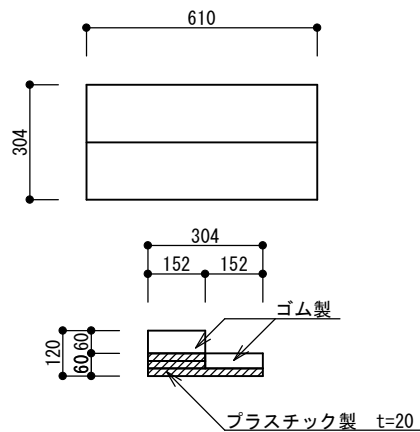
L型ポイント	13箇所	撤去
II型ポイント	51箇所	撤去
T型ポイント	4箇所	撤去
○型ポイント(φ50)	2箇所	撤去
◎ポイント杭	73箇所	撤去



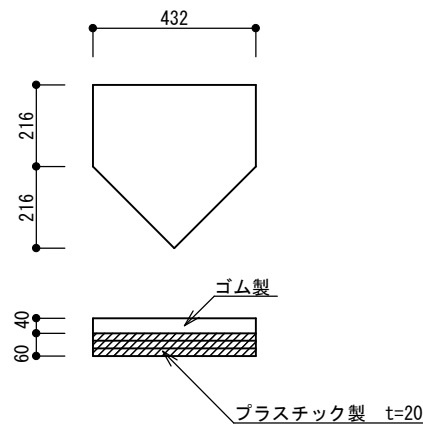
ポイント図(新設) S=1/300

L型ポイント	7箇所	新設
II型ポイント	42箇所	新設
T型ポイント	4箇所	新設
O型ポイント(φ50)	2箇所	新設
◎ポイント杭	61箇所	新設

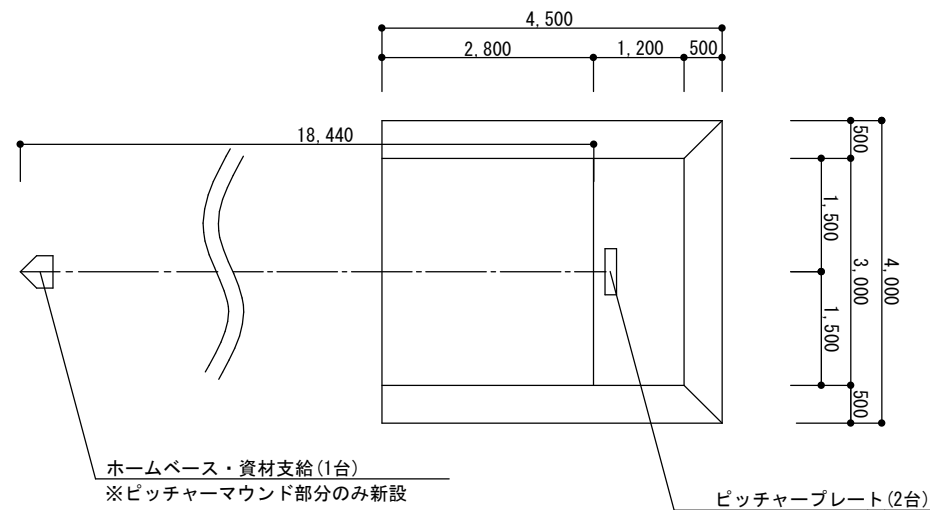
※新設は参考図とする。



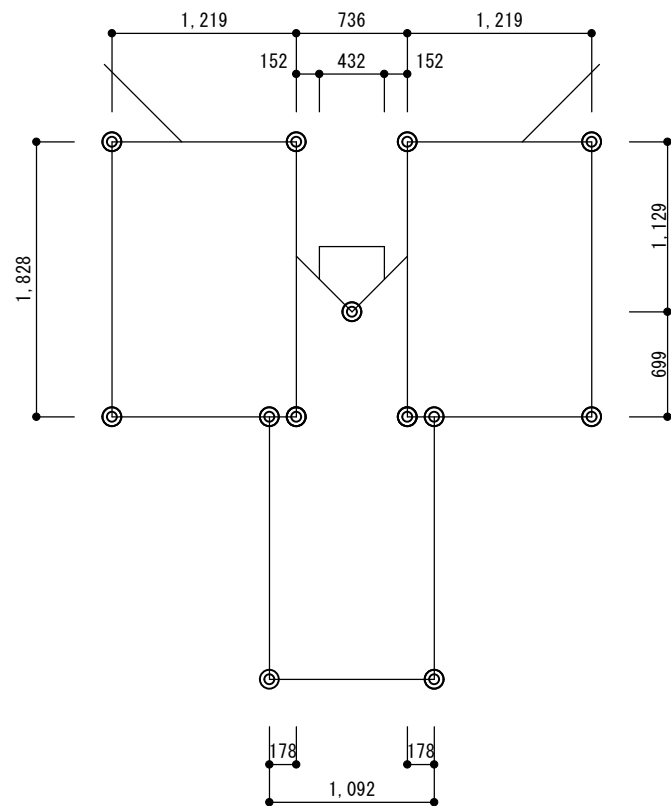
※撤去・新設
ピッチャプレート詳細図(2台) S=1/20



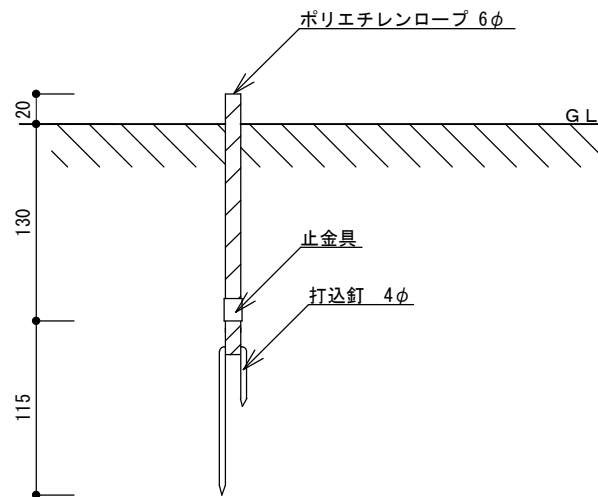
※撤去・新設
ホームベース詳細図(1台) S=1/20



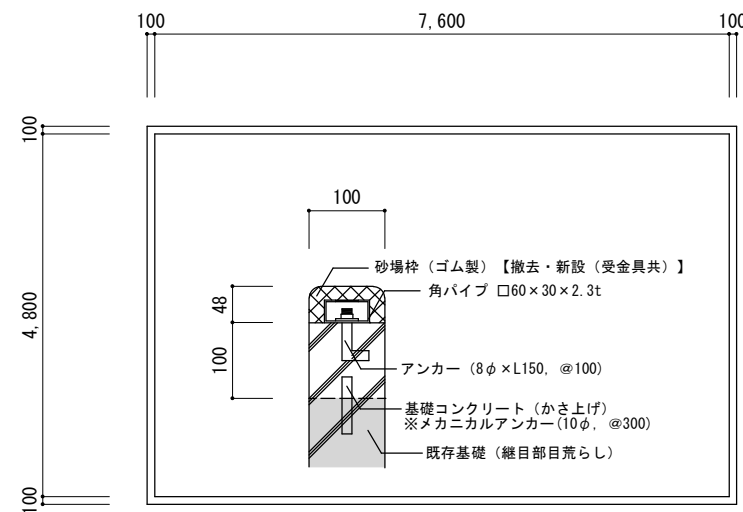
※撤去・新設
ピッチャマウンド詳細図
ブルペン詳細図 S=1/100



※撤去・新設
バッターボックス詳細図 S=1/50
※◎印は、ポイント杭を示す。

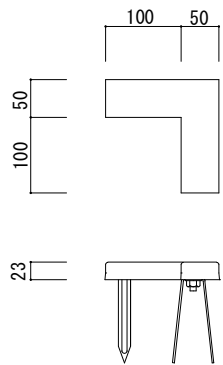


※撤去・新設
ポイント杭詳細図 S=1/5
表記:◎

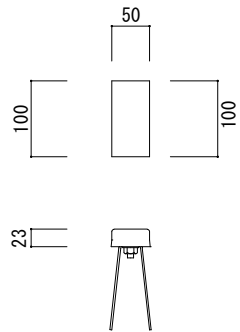


※新設
砂場詳細図 S=1/100, 1/10

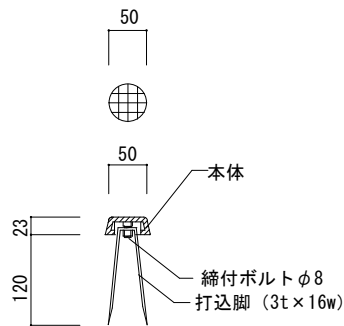
※新設は参考図とする。



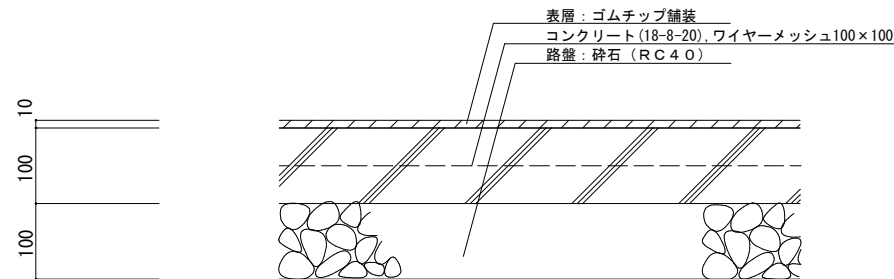
※撤去・新設
L 型 S=1/10
表記:L



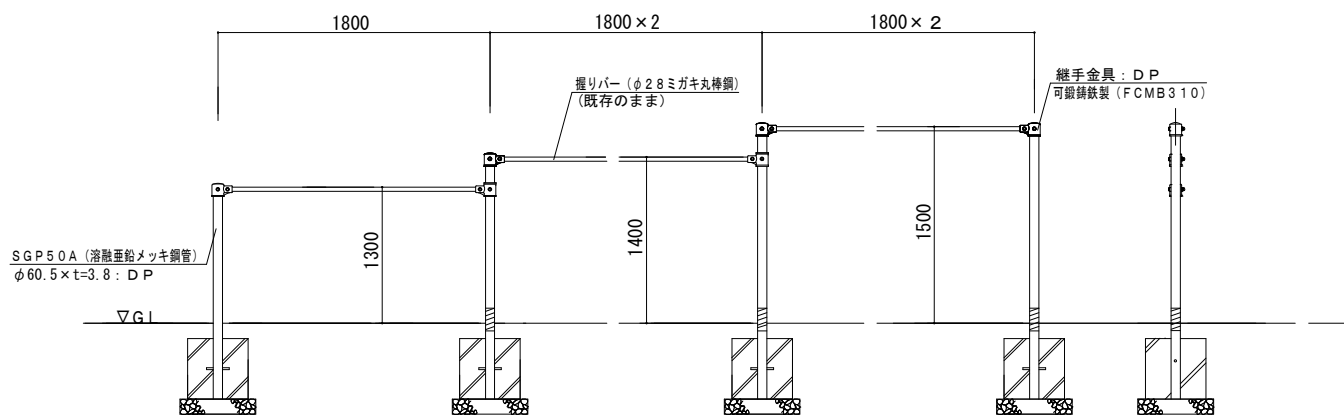
※撤去・新設
II 型 S=1/10
表記:II



※撤去・新設
O型ポイント図 (φ50) S=1/10
表記:○

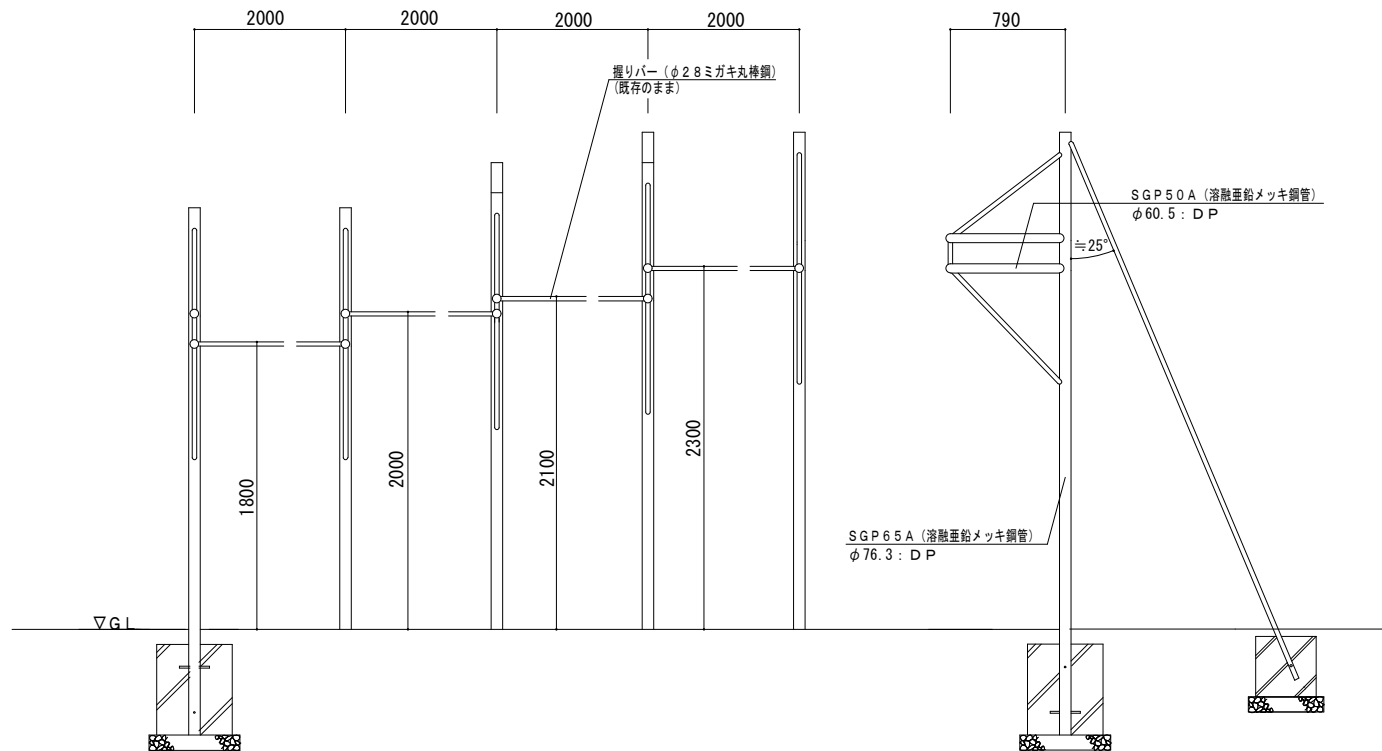


※新設
ゴムチップ舗装断面詳細図 S=1/10



塗装改修工事
・素地ごしらえ (RB種)
・支柱等SGP管を耐候性塗料塗り (DP) する。

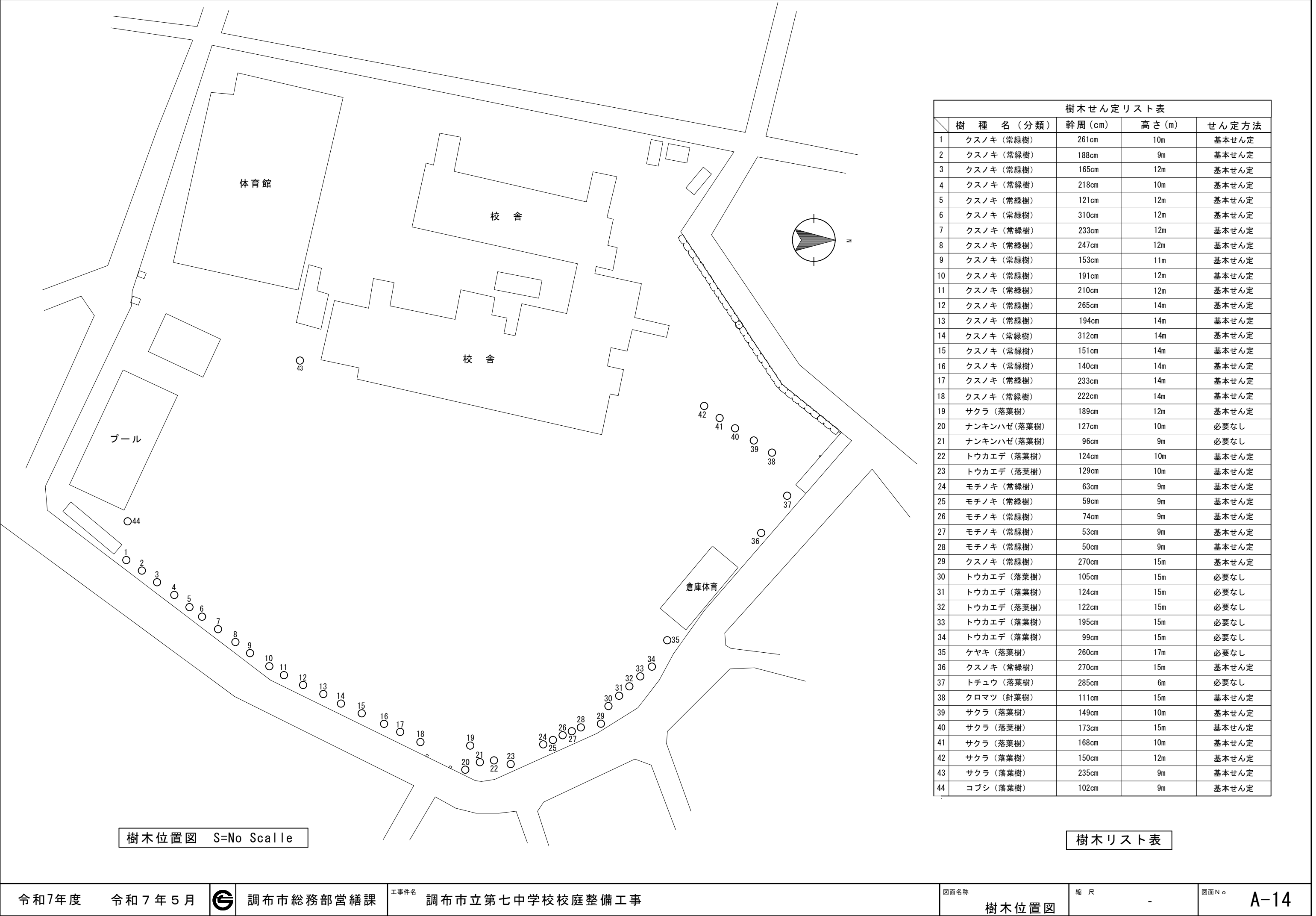
※塗装改修工事
低鉄棒図 S=1/50



※塗装改修工事
高鉄棒図 S=1/50

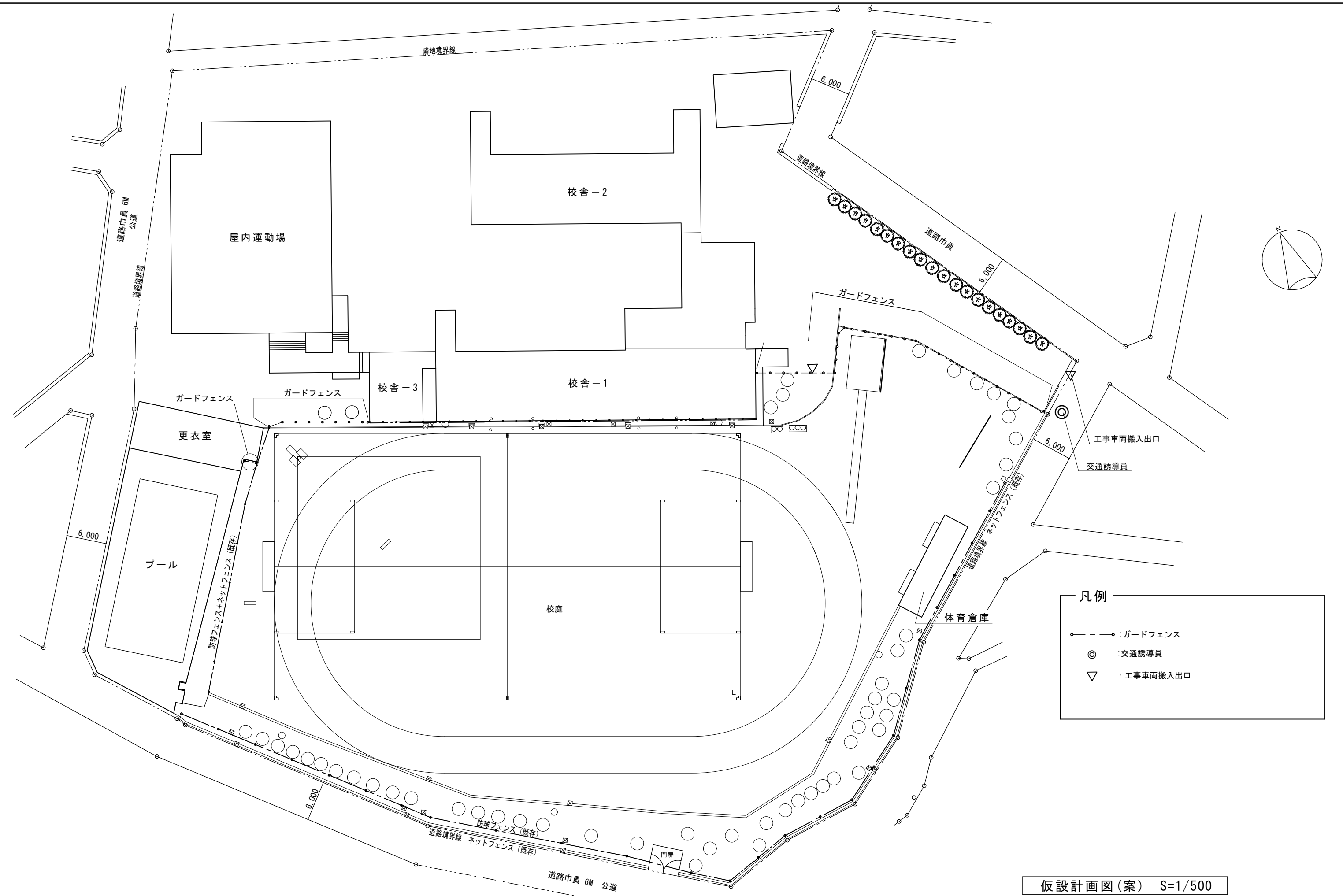
塗装改修工事
・素地ごしらえ (RB種)
・支柱等SGP管を耐候性塗料塗り (DP) する。

※新設は参考図とする。



樹木せん定リスト表				
	樹 種 名 (分類)	幹周 (cm)	高 さ (m)	せん定方法
1	クスノキ (常緑樹)	261cm	10m	基本せん定
2	クスノキ (常緑樹)	188cm	9m	基本せん定
3	クスノキ (常緑樹)	165cm	12m	基本せん定
4	クスノキ (常緑樹)	218cm	10m	基本せん定
5	クスノキ (常緑樹)	121cm	12m	基本せん定
6	クスノキ (常緑樹)	310cm	12m	基本せん定
7	クスノキ (常緑樹)	233cm	12m	基本せん定
8	クスノキ (常緑樹)	247cm	12m	基本せん定
9	クスノキ (常緑樹)	153cm	11m	基本せん定
10	クスノキ (常緑樹)	191cm	12m	基本せん定
11	クスノキ (常緑樹)	210cm	12m	基本せん定
12	クスノキ (常緑樹)	265cm	14m	基本せん定
13	クスノキ (常緑樹)	194cm	14m	基本せん定
14	クスノキ (常緑樹)	312cm	14m	基本せん定
15	クスノキ (常緑樹)	151cm	14m	基本せん定
16	クスノキ (常緑樹)	140cm	14m	基本せん定
17	クスノキ (常緑樹)	233cm	14m	基本せん定
18	クスノキ (常緑樹)	222cm	14m	基本せん定
19	サクラ (落葉樹)	189cm	12m	基本せん定
20	ナンキンハゼ (落葉樹)	127cm	10m	必要なし
21	ナンキンハゼ (落葉樹)	96cm	9m	必要なし
22	トウカエデ (落葉樹)	124cm	10m	基本せん定
23	トウカエデ (落葉樹)	129cm	10m	基本せん定
24	モチノキ (常緑樹)	63cm	9m	基本せん定
25	モチノキ (常緑樹)	59cm	9m	基本せん定
26	モチノキ (常緑樹)	74cm	9m	基本せん定
27	モチノキ (常緑樹)	53cm	9m	基本せん定
28	モチノキ (常緑樹)	50cm	9m	基本せん定
29	クスノキ (常緑樹)	270cm	15m	基本せん定
30	トウカエデ (落葉樹)	105cm	15m	必要なし
31	トウカエデ (落葉樹)	124cm	15m	必要なし
32	トウカエデ (落葉樹)	122cm	15m	必要なし
33	トウカエデ (落葉樹)	195cm	15m	必要なし
34	トウカエデ (落葉樹)	99cm	15m	必要なし
35	ケヤキ (落葉樹)	260cm	17m	必要なし
36	クスノキ (常緑樹)	270cm	15m	基本せん定
37	トチュウ (落葉樹)	285cm	6m	必要なし
38	クロマツ (針葉樹)	111cm	15m	基本せん定
39	サクラ (落葉樹)	149cm	10m	基本せん定
40	サクラ (落葉樹)	173cm	15m	基本せん定
41	サクラ (落葉樹)	168cm	10m	基本せん定
42	サクラ (落葉樹)	150cm	12m	基本せん定
43	サクラ (落葉樹)	235cm	9m	基本せん定
44	コブシ (落葉樹)	102cm	9m	基本せん定

樹木リスト表



仮設計画図(案) S=1/500